

産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年12月9日（水）午前8時54分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史陸 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	阿多 己清 君	委員	松元 深 君
委員	池田 綱雄 君	委員	厚地 覺 君
委員	池田 守 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	山田 龍治 君	議員	松枝 正浩 君
議員	鈴木 てるみ 君	議員	植山 利博 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	田島 博文 君	商工観光部長	谷口 隆幸 君
建設部長	猿渡 千弘 君	上下水道部長	坂之上 浩幸 君
まちづくり調整監	池水 清人 君	林務水産課長	中馬 聡 君
耕地課長	塩屋 一成 君	商工観光施設課長	秋窪 達郎 君
建設政策課長	川路 和幸 君	建設施設管理課長	園畑 精一 君
水道管理課長	久木元 直仁 君	水道工務課長	上小園 伸一 君
下水道課長	池之上 淳 君	溝辺副総合支所長兼市民福祉課長	末満 伸太郎 君
横川副総合支所長兼市民生活課長	別當 正浩 君	水道管理課長補佐	吉永 利行 君
林務水産課主幹	山本 秀一 君	耕地課主幹	森 裕之 君
商工振興課主幹	梶 敏行 君	建設政策課主幹	笛田 純一 君
建設施設管理課主幹	養田 健 君	建設施設管理課主幹	鶴園 裕之 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	横川・市民生活課主幹	下久保 弘 君
農政畜産課農林水産政策G長	内村 光孝 君	商工観光施設課施設管理G長	松崎 義美 君
水道工務課工務第1G長	安田 善郎 君	水道工務課工務第2G長	小濱 健一 君
下水道課下水道業務G長	瀧聞 宏 君	溝辺・市民生活課産業振興G長	住吉 義輝 君
商工観光施設課施設管理Gサブリーダー	笠井 剛 君	建設政策課政策Gサブリーダー	豊田 理津子 君
建設施設課公園管理Gサブリーダー	桑幡 孝志 君	水道管理課水道政策Gサブリーダー	藤田 守孝 君
商工観光施設課施設管理G主査	若松 樹 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第91号 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

議案第92号 霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第97号 指定管理者の指定について（隼人駅前公園，町後公園，大津公園，辻公園，見次公園，小路公園，小浜公園，日当山温泉公園，三田坪公園，姫城中央公園，姫城公園，西瓜川原公園，稲荷山公園，住吉運動公園，垂水公園，中姫城公園，天降川運動公園，武安公園，嘉例川駅前公園，真孝公園，空港公園，川尻公園，新川公園，隼人塚北公園，隼人塚南公園，隼人塚東公園，八幡公園，くまの公園，下馬場公園，あさひ公園，竜石ゾーンポケットパーク，牧之原近隣公園，鉄道記念公園，亀割公園，麓1号公園）

議案第99号 指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）

議案第100号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）

議案第101号 指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）

議案第102号 指定管理者の指定について（横川紫尾田活性化センター）

議案第103号 指定管理者の指定について（横川正牟田活性化センター）

議案第104号 指定管理者の指定について（横川上小脇活性化センター）

議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）

議案第108号 指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）

議案第123号 請負契約の締結について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時54分」

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月1日の本会議で本委員会に付託になりました議案12件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第91号 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

議案第91号，霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第91号，霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について，御説明いたします。本条例は，霧島市税条例の一部を改正する条例（令和2年霧島市条例第20号）の施行により，市税に係る延滞金の特例が改正されることを踏まえ，延滞金に係る特例基準割合の字句を延滞金特例基準割合に改めるなど所要の改正をしようとするものであります。併せて，受益者負担金の連帯納付義務について，これまで施行規程に規定していたものを，条例に明記するため所要の改正をしようとするものであります。御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

説明のところで確認ですけれども，基本的なところだと思うんですけど，受益者負担金というものが書かれております。よく聞くんですけども，もう少し分かりやすく，どのようなときに使うのか説明していただくと助かります。

○下水道課長（池之上淳君）

下水道受益者負担金につきましては，下水道工事をするに当たりまして，下水道を整備する区域に工事費が掛かります。その工事費につきましては，下水道を整備することによって利益を受けるといいますか，利便性が上がると。土地の価値も上がるということで，下水道を整備することによって恩恵を受ける方々に対して，工事費の一部を負担していただくというような考え方で受益者負担金というのを頂いております。その額につきましては，敷地面積に対して1㎡当たり430円という形で負担金を頂いております。この負担金につきましては，1回だけの賦課ということになるんですけども，そのお金を基本的には年4回，5年間にわたって20回で分割して支払っていただくということにしております。今，430円と申しましたのは国分隼人地区の分で，牧園地区の特定環境整備のほうの公共下水道がありますけれども，そちらにつきましては1㎡当たり220円という額になっております。この負担金につきましては，霧島市独自のものではありませんで，全国的にこのような形で土地の面積を基準にして賦課をしているという状況になります。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので，これで，議案第91号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時04分」

「再開 午前 9時05分」

△ 議案第92号 霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第92号、霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第92号、霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。横川地区及び霧島地区の簡易水道事業について、より安全な給水確保と経営基盤の強化を図るために、認可内容の変更を届け出たことから条例の一部改正を行うものです。また、霧島市農林水産部林務水産課が所有する上朴木・下朴木・木場深迫及び耕地課が所有する辰伴の飲雑用水施設を牧之原地区簡易水道事業へ編入するため、現行の給水区域に国分上之段の一部、国分下井の一部、福山町佳例川の一部を追加しようとするものです。以上、横川地区、霧島地区、牧之原地区の簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するために議会の議決を求めるものでございます。なお、詳細につきましては、水道工務課長が御説明いたします。以上、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○水道工務課長（上小園伸一君）

議案第92号、霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。横川地区及び霧島地区の簡易水道事業について事業統合を行い、認可内容の変更を届け出たことから条例の一部改正を行うものです。横川地区につきましては、横川東部地区簡易水道事業を横川中央地区簡易水道事業へ事業統合し、横川東部地区簡易水道事業は廃止の上、横川中央地区簡易水道事業の名称を横川地区簡易水道事業に変更します。霧島地区につきましては、霧島永水地区簡易水道事業を霧島大田地区簡易水道事業へ事業統合し、霧島永水地区簡易水道事業は廃止の上、霧島大田地区簡易水道事業の名称を霧島地区簡易水道事業に変更するものです。なお、この変更に伴い、両地区とも給水人口、一日最大配水量についても変更しました。その内訳は、給水人口が横川地区変更前4,855人、変更後4,000人。霧島地区変更前5,250人、変更後5,000人。一日最大配水量は、横川地区変更前1,840^m³、変更後1,600^m³。霧島地区変更前2,511^m³、変更後2,200^m³となります。次に、霧島市農林水産部林務水産課が所有する上朴木・下朴木・木場深迫及び耕地課が所有する辰伴の飲雑用水施設を牧之原地区簡易水道事業へ編入するため、現行の給水区域に国分上之段の一部、国分下井の一部、福山町佳例川の一部を追加しようとするものです。この追加に伴い給水人口、一日最大配水量についても変更しました。その内訳は、給水人口変更前4,960人、変更後3,500人。一日最大配水量は、変更前2,235^m³、変更後1,728^m³となります。併せて、牧之原地区簡易水道事業については、現行の条例で給水区域が大字表記となっていないことから、他地区との整合を図るため大字

表記に変更するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

ここに簡易水道ということで説明があるんですけども、これに関しては基本的なところと人数的な範囲があるのかどうか、そちらのほうを御説明ください。

○水道工務課長（上小園伸一君）

簡易水道事業につきましては給水人口が100人から5,000人までで、5,001人からが上水道事業の範囲となります。

○委員（松元 深君）

給水人口等を変更しているのですが、これはどこも減っているのですが、それと最大配水量もです。これは人口が減って、このような変更をされたのか、お伺いします。

○水道工務課長（上小園伸一君）

給水人口、1日最大配水量につきましても、過去10年間のデータを取りまして、人口につきましても、人口の推計の方法であります。コーホート要因法という数値を用いまして、人口を推計しております。給水量につきましても同じく過去10年の給水量と人口推計を基に算出した値となっているところです。

○委員（厚地 覺君）

この中で、林務水産課あるいは耕地課が所有するとありますけれども、ほかにもこういう事例があるんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

他課が所有している施設については、ほかにもございます。ただ、整備をして引き受けたという事例は、国分の芦谷地区で七、八年前に引き受けた、編入した事例がございます。[20ページに訂正発言あり]

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第92号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時13分」

「再開 午前 9時16分」

△ 議案第100号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）

△ 議案第101号 指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）

△ 議案第102号 指定管理者の指定について（横川紫尾田活性化センター）

- △ 議案第103号 指定管理者の指定について（横川正牟田活性化センター）
- △ 議案第104号 指定管理者の指定について（横川上小脇活性化センター）
- △ 議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第100号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）から議案第105号、指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）まで、以上6件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（田島博文君）

議案第100号から105号までの指定管理者の指定について、御説明致します。議案第100号から105号につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めようとするものであります。詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○溝辺副総合支所長兼市民福祉課長（末満伸太郎君）

溝辺総合支所市民生活課関係を御説明いたします。議案書の47ページから御覧ください。議案第100号、指定管理者の指定についてです。霧島市溝辺竹子集会センターにつきましては、平成28年4月1日から公益財団法人竹子共正会において直接指定管理をしておりましたが、令和3年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、同団体を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。また、議案書48ページに施設及び指定管理者の概要並びにその管理方法等を記載していますので御確認ください。なお、提案理由は、竹子共正会が管理することにより、地域の実情を把握し、当施設を拠点とした活性化及び有効活用が期待できることから、引き続き同団体を直接指定しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○横川副総合支所長兼市民生活課長（別當正浩君）

つづいて、横川総合支所市民生活課関係を御説明いたします。議案書の49ページから58ページを御覧ください。議案第101号、指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）から、議案第105号、指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）までの5議案であります。横川地区の横川床波活性化センター、横川紫尾田活性化センター、横川正牟田活性化センター、横川上小脇活性化センター、霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館につきましては、平成28年4月1日から床波自治会を始め、各施設が所在する自治会において直接指定管理をしておりましたが、令和3年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、各施設が所在する自治会を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。指定議案説明資料については、各議案の次のページに施

設の概要、指定管理者の概要及び年間利用者数などが記載してありますので、御確認ください。提案理由としましては、各施設は地域に根ざした施設であり、各施設が所在する自治会の管理により、施設の効用が最大限に発揮されるとともに管理経費の縮減も図られることなどを踏まえ、引き続き各施設が所在する自治会を直接指定しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

それぞれの施設、利用者数が非常に少ないように思います。年間を通して、1日当たり二人くらいの所もあります。これは、利用者は特定の人だけではないんですか。延べと言うか、何人くらいが利用しているのか分かっていたらお知らせください。

○横川副総合支所長兼市民生活課長（別當正浩君）

横川地区の年間利用者数になりますが、説明資料にも一応書いておいたところなんですけど、一番少ない所で床波活性化センターが令和元年度で633人の利用者がありました。一番多い所で紫尾田活性化センター1,288人ということで、600人から1,200人の間での利用者数という形で実績があります。

○委員（池田綱雄君）

利用者はここに書いてあるんですが、あの六百何人というのは、例えば365日で割れば、二人いるかないかですよね。だから、特定の人利用しているのではないかと。あるいは例えば10人の方が利用したというようなデータがあれば教えていただきたい。

○横川副総合支所長兼市民生活課長（別當正浩君）

議員おっしゃるとおり、少ない所の床波とかは自治会活動で利用しない日もありますので、1回の利用が七、八人での活動が多かったと思います。利用が多い紫尾田とか正牟田になると、老人クラブのグラウンドゴルフで十数名が使ったりとか、あと、紫尾田は安良小学校の横にあるものですから、小学校の行事の関係で使わせていただいたりとか、そういうこともあって10人とか20人の単位で使ったりしているときがありました。確かに、平均ですれば一人、二人になるかもしれないですけど、実際は使っていない日もありますので、平均的には七、八人から10人ぐらいの利用であったというふうに記憶しております。

○農林水産部長（田島博文君）

補足ですけど、委員が言われるように、特定の団体が主な使用、今、課長が申しあげましたように自治会であったり、老人クラブであったり、ときには福祉関係のいきいきなんとか講座というような地域の公民館でやる、そういう講座等も不定期ではあるようですが開催されているということでも活用もされてはいるんですが、毎日開いていない関係で、平均の延べ人数で行くと、年間のトータルでいくと、委員がおっしゃるように利用度が低くなっている形になっているようでございます。

○委員（松元 深君）

この地区の公民館等は指定管理料は発生していないと思うんですが、例えば利用料金を取ったときは、自治会の収入として取り入れることができるのかお伺いします。

○横川副総合支所長兼市民生活課長（別當正浩君）

一応、基本的には利用料金は取らない形で、地区の自治会とか、そういう形で使用しておりますので、過去のデータにおいても、利用料金は横川では発生していないところです。

○委員（松元 深君）

発生しないけれど、例えばほかの方々が借りたいというケースもあるんですが、それを料金として、自治会の収入にできるのかできないのか、企画政策課に聞いたほうがいいのかもしれませんが、どうでしょうか。

○農林水産部長（田島博文君）

基本的には、先ほど課長が申し上げますように自治会とか老人クラブ主体で無料なんですけれども、今、委員がおっしゃるように、例えば地域などで販売会をするとか、そういう場合には当然、規定に基づき使用料を取る。ここ数年の実績がないだけで、取ることになると思います。そうなった場合は、自治会のほうで収入をしていただいて、私どものほうとしては指定管理料ゼロという形で処理をさせていただいているというような実情でございます。

○副委員長（久保史睦君）

指定管理者制度で、その建物で販売をするということができるとか。その売上げを自治会に入れてもいいと言われましたけれど、国有財産法の問題があると思うんですけれど、それが本当にできるんですか。

○農林水産部長（田島博文君）

販売と言いますか、施設の貸し借りだけを――。有料の実例があるのか確認をしていないんですけれども、そういう場合があったとき、それから市の利用の範囲において定められた方々以外、利用料が発生する団体が使用した場合ということで、先ほどはあくまでもそういうことがあった場合はということで有料のことを申し上げたんですけれども、市の施設以外、地域の自治公民館を持っていらっしゃる分では、私どもの地域でも有料で貸し出ししたりしております。ただ、市の分については言われるように、規定の者以外は貸出しができないので、そこは委員が言われるとおりであると思っております。[20ページ訂正発言あり]

○横川副総合支所長兼市民生活課長（別當正浩君）

横川の今の協定書では、今おっしゃられるようなことは想定していなかったもので、自主事業という形のことはうたっていないのですが、基本的には霧島市のほかの施設においては自主事業を実施することができるという規定が書いてある公民館も多々あります。その場合は、甲乙、市と協議の上、その内容を決める。お金も含めて決めることができるというふうになっておりますので、それは可能かと思えます。ただ、横川地区においては、そこを想定していないということで、その条

文を抜いているのが現状です。今後また参考にさせていただきたいと思います。

○副委員長（久保史睦君）

余りよく分からなかったんですけど、部長がそう思っているということで言われたんですけど、指定管理者を指定するという部分で、そこらが少し曖昧なのかなという認識があるんですけど、そういう状態で指定管理をしていいものでしょうか。

○横川副総合支所長兼市民生活課長（別當正浩君）

先ほど、ちょっと説明が足りなかったかもしれないんですけど、市において、この条文というのが本業務の範囲外の業務ということで条例を定めております。それによりますと、乙は本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるのとするというのがありますので、さっき、販売と言いましたけれど、横川の活性化センターなどにおいて、市民の活性化につながるというふうに判断できるものであれば、そういうふうに管理者である市と指定管理を受けている自治会で話し合った上で、そういうことをすることができるというような条文もあるということになります。

○委員（厚地 覺君）

活性化センターという名前が付いている以上、農産物の加工施設などがあるわけですか。それと、要するに、これも自治公民館なんですから、他の地域はその自治会でやっているわけですから、これを返すということとはできないんですか。

○横川副総合支所長兼市民生活課長（別當正浩君）

確かに、活性化センターは、農業生産活動等の拠点等の他目的施設の整備という形で最初造られております。ただ、委員がおっしゃるとおり、現在は公民館的な施設としての利用も高いものですから、その辺はまた今後、検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

その加工施設といえば、味噌とか、そういったものを作っているのですか。

○横川副総合支所長兼市民生活課長（別當正浩君）

この5施設においては、過去には、今おっしゃいました味噌とか、そういうものを地元の人がたくさん作っていたということも伺っております。現在では、よく聴くのは山ヶ野交流館では、山ヶ野ウォーキングなどがあるんですが、そういうものの前後でソバ打ちをしたりして、農産物を加工したりして使っていると。あと、先ほどありましたけれど、料理教室などで使われたりもしているという実績があることは伺っております。

○委員（厚地 覺君）

要するに、ほかにもあるんですけども、ボイラーが壊れた、かまどが壊れたとか、ガス台が壊れたとか、いろいろあるわけですから、ほかの自治会は独自でやっている所もあるわけですから、今後、改善するようにやっていただきたいと思います。

○農林水産部長（田島博文君）

施設についての補足です。委員が言われているような加工施設のなものではなくて、ガス等はあるんですけども、基本的には調理場と大広間と言いますか、そういうものが付いている施設で、設置時に耕地課関係の事業を使っているのも、恐らくこういう活性化センター的なものとなっているのではないかと思います。現状については、大きな調理場と大広間が併設している施設。今の横川地区については、そういう造りになっているようでございます。

○委員（厚地 覺君）

ですから、ほかの自治公民館がそういう調理場も全部あるわけですから、その辺を今後、改善していただきたいということです。

○横川副総合支所長兼市民生活課長（別當正浩君）

委員のほうからは、前回のときも、いろいろアドバイスも頂いておりました。横川地区におきましては、霧島市の公共施設管理計画において、令和2年度から対象施設として児童クラブなど16施設の見直しということで公表されました。御存じのとおり、1市6町の中で一番人口が少ない横川において、今回の5施設を地域に無償譲渡などの検討などもしてきたんですが、地域住民だけで維持管理ができるかどうか。過疎化が一番進む所のできるのだろうかという検討が続いて、今回の令和2年度からの第1期実施計画後期はちょっと見送られた経緯があるようです。しかしながら、委員御指摘の件もございますので、今後も市の方針に基づきながら無償譲渡など、今後の施設の在り方について検討していきたいと思っております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第100号から議案第105号までの質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時37分」

「再開 午前 9時39分」

△ 議案第99号 指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）

△ 議案第108号 指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第99号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）及び議案第108号、指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

議案第99号、108号の2件の指定管理者の指定につきまして、御説明いたします。本案は、霧島市

浜之市ふれあいセンター、霧島市神話の里公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めます。霧島市浜之市ふれあいセンターにつきましては、本年7月1日から7月22日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった2団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その報告内容を総合的に判断し、指定管理候補者に選定した大成ビルサービス株式会社に令和3年4月1日から令和8年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。霧島市神話の里公園につきましては、引き続き指定管理候補者として選定した霧島神話の里公園(株)に同期間の管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

議案第99号、指定管理者の指定について、御説明いたします。令和2年第4回霧島市議会定例会議案の44ページから46ページをご覧ください。現在、大成ビルサービス株式会社を指定管理者としている霧島市浜之市ふれあいセンターについて、令和3年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、特定非営利活動法人真愛会、大成ビルサービス株式会社の計2団体から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、大成ビルサービス株式会社を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した大成ビルサービス(株)を、令和3年度から5年間、指定管理者に指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料の募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項の4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)施設の維持管理に関する業務、(2)施設の使用許可等に関する業務、(3)施設の利用料金の収受に関する業務、(4)前3号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務、(5)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、同じく3ページの募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算(第11号)に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に、4ページをご覧ください。募集要項8の参加資格については、(2)令和2年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法人、その他の団体としているところです。次に、6ページをご覧ください。募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の審査基準と配点に沿っ

て審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。具体的には、まず、事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるかの適・否を判断し、適の場合は、以下四つの項目に沿って審査しています。1番目に施設の効用を最大限に発揮させるものであるかで9項目、2番目に経費縮減が図られるものであるかで3項目、3番目に計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかで4項目、4番目に設置目的を達成するための事項で2項目とし、それぞれ配点を行い審査しています。また、選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について、24ページをご覧ください。霧島市浜之市ふれあいセンターは、内部委員が山口副市長、内副市長、橋口総務部長、有馬企画部長、谷口商工観光部長の5名、外部委員は外山委員、本田委員、塩屋委員の3名、計8名となっています。次に、25ページをご覧ください。4の審議経過について説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に同じく25ページ、5の審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、36ページをご覧ください。審査に当たっては、こちらの指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、28ページをご覧ください。評点結果につきましては、特定非営利活動法人真愛会が557点、大成ビルサービス株式会社が604点となり、合計点が最も高い申請者である大成ビルサービス株式会社について、指定管理者として適当か否かの協議を行い、同社を指定管理候補者として選定しました。主な選定意見としましては、利用者や地域住民のニーズに的確に対応し、より良い施設管理を行っていくという姿勢や自主事業について、餅つき大会やそば打ち体験教室を行うなど、霧島市の魅力を県内外に発信している点を評価するなどの意見が出されました。以上で、霧島市浜之市ふれあいセンターの指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第108号、指定管理者の指定について、御説明いたします。議

案書の63ページから65ページをご覧ください。現在、霧島神話の里公園株式会社を指定管理者としている霧島市神話の里公園について、令和3年3月31日で指定期間が満了することから、引き続き令和3年度から5年間、同社を直接指定による指定管理者として指定しようとするものです。議案書の64ページに同施設及び指定管理者の概要等記載してありますのでご確認ください。霧島市神話の里公園は、これまで、本市の第3セクターである霧島神話の里公園株式会社が管理運営を担ってきたところであり、霧島神宮周辺域における観光の中核施設として本市の観光事業に寄与しています。このような中、同社は、これまで、同施設を効率的かつ安定的に管理運営しているとともに、長年の管理実績により管理運営技術を蓄積しており、さらに、利用者数についても維持していることなどを踏まえ、指定管理候補者として適当であると認められたところです。以上で、霧島市神話の里公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。これで、商工観光施設課の説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。まず、霧島市浜之市ふれあいセンターについて、質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

公募のあった特定非営利活動法人真愛会、これは国分福島ととなっていますけれど、ここの申請の概要がどこかに記載がありますか。

○商工観光施設課施設管理Gサブリーダー（笠井 剛君）

特定非営利法人真愛会につきましては、業務内容としまして、障がい者総合支援法に基づいて障害福祉サービス、主に就労継続支援B型事業などを展開している事業所でございまして、障がい者の生活支援や就労の訓練、就労支援、地域社会への復帰、自立へ向けての支援などを提供している事業者でございます。

○委員（池田綱雄君）

この資料には記載していないということですね。

○商工観光施設課施設管理Gサブリーダー（笠井 剛君）

今回の資料には大成ビルサービス株式会社の資料しか付いておりません。

○委員（川窪幸治君）

口述書の中に、選定委員会というものがあるわけなんですけれども、この中でしっかりと議論があったと思うんですけれども、どのような議論があったか、御紹介でできるものがあれば、御紹介ください。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

資料の28ページをお開きいただきたいんですけれども、この中で選定意見ということで五つの項目が出ているんですけれども、このような意見が出されたところがございます。内容について読んだほうがよろしいでしょうか。[「大丈夫です」という声あり]

○委員（松元 深君）

指定管理料に指定基準額を市が示しているわけですが、指定管理者が出した収支内訳書と比較しますと、気になったのが設備機器管理費が市の基準では76万円になっているのだけど、この収支内訳書で半分の33万6,000円しかないんですけれど、この辺を下げたままでいいのか、その辺の議論はなかったのかお伺いします。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

今、委員から御指摘がありました設備危機管理費等の大成ビルサービス株式会社からの提案価格については、この大成ビルサービス株式会社がビルメンテナンス会社というようなこともありまして、自社で対応できるというところもあって、恐らくここの金額は安く提案をされてきたのではないかというふうに分析しています。

○委員（松元 深君）

今まで5年間、大成ビルサービス株式会社が管理をしてきた中で、設備管理費についても、そのような実績はあったと思うんだけど、基準として76万円に上げたというというような、そこらの配慮はなかったのか、お伺いします。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

この基準価格の算定に当たりましては、実績に基づいて算定はしているものの公平性を期すためには、あくまでも大成ビルサービス株式会社ができるのではなくて、どの業者でも提案できるというようなことから基準価格は定めているところでございます。

○副委員長（久保史睦君）

資料の28ページの部分で、800点満点というところで、この評価が分かれているんですけど、この800点に対して604点という部分を、まず、どういうふうに評価しているのか。それと、この真愛会との差が50点という部分で差が開いてるんですけど、これが大きいのか小さいのか。私、これだけの資料では判断できない部分があるんですけど、この50点の差の大きな要因は何だったのか。どういうところが、この評価の差として現れたのかという部分をお聴かせください。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

まず、604点という点数につきましては、一応、標準が480点、得点率6割以上ということで定めておりますので、800点満点からすると低いんですけど、標準をかなり上回っている良い点数だというふうに評価をしているところです。評点の内訳についてですけども、私どもに公表されていないものですから、中身についてはちょっとお答えできかねるところです。

○委員（池田綱雄君）

関連ですが、800点満点で604点。低いと思います。これは、これ以上ないと採用しないというような数字は設けていなかったのですか。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

要件としまして、28ページにも記載しておりますけれども、480点というのが適否の境目と定めら

れているところです。

○委員（宮田竜二君）

資料の42ページ目に指定管理者の具体的な自主事業があって、1番、秋の餅つき大会、2番、そば打ち体験教室、体系的な1番の秋の餅つき大会と2番のそば打ち体験教室の参加者が何名なのか教えてください。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

参加人数が手元に資料がないものですから、後もって報告ということでもよろしいでしょうか。[19ページに答弁あり]

○委員（宮田竜二君）

質問した理由が、28ページ目に、その他の意見という形で、自主事業の参加者がより増えるように取り組んでいただきたいというように評価されているので、多分少なかったのかなと思って、そういう質問をしました。あと、もう一つ、質問としまして、大成ビルサービス株式会社の現場の職員の方以外に本部の方が浜之市のほうに来られている回数とかが分かったら教えていただきたい。

○商工観光施設課施設管理Gサブリーダー（笠井 剛君）

現状で週に1度は鹿児島市のほうか浜之市ふれあいセンターのほうに来られています。あと、用件や修繕などあった場合には、その都度、こちらにお越しいただいているところでございます。

○委員（宮田竜二君）

そういうふうに週に1回来られているのであったら、意思疎通は取れているのかなと思うんですけど、ここに更に努めるようにという意見があったのが、ちょっと気になったので、ちゃんとしているのであればいいです。

○委員（阿多己清君）

これまでの評価がSSということではあるんですけども、これまで運営等をされてきた中で苦情とか、そういうものはなかったものなのか、そこらを教えてください。

○商工観光施設課施設管理Gサブリーダー（笠井 剛君）

これまで大きな苦情が寄せられていませんが、回数券の利用方法などについて問合せ等があった経緯があります。その都度、適切に対応されているかと思えます。大きなトラブルはございませんでした。

○委員（阿多己清君）

年間の利用者が令和元年度で5万1,000人強ということであるようなんですけども、新型コロナウイルス等で今は大変だろうと思うんですけども、この利用状況の推移と言いますか、資料に入っているのかもしれませんが、ここらの状況を教えてください。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

資料の1ページですが、1、対象施設の概要（6）直近3か年の利用人数、利用料金収入を記載しておりますので、よろしくお願いたします。

○委員（川窪幸治君）

ちょっとまた戻るような気がするんですけど、この説明書の28ページの選定意見という所に、さっき、宮田委員のほうからもあったんですけども、この自主事業という所で、餅つき大会、そば打ち体験教室と書いてあるところなんですけれど、私は浜之市ではないですけども、重久に住んでいますけれども、浜之市というと海のイメージがあるんです。ここに書いてあることが、餅つきとそば打ちということになるんですけども、餅つきとそば打ちというと、私たちの住んでいる重久のほうイメージが湧くのかなと。例えばですけど、ここに霧島市内の魅力を県内外に発信をとしている点というところを評価してあると書いてあるので、できるならば魚のさばき体験とか、つみれづくりとか、そういう違った試みをしていかれるようなことは、選定の話合いの中でなかったのかなと。海のイメージがあったものですから、これで浜之市ふれあいセンターの意味がここにありのかなとちょっと思いまして。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

資料の29ページをご覧くださいよろしいでしょうか。こちらのほうに外部委員の方から、今、委員おっしゃったような形で、浜之市は海に近い所だから、そういうものは出せないかというような形の話はございました。その話は、今後、協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員外議員（植山利博君）

余計なことかもしれませんが、以前は、魚の市をしたりしておりました。質問は違います。確認をさせてください。まず、浜之市のほうですけども、年間使用料1,387万6,797円、これは指定管理者へ入っているという理解でいいですか。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

利用料金ですので、指定管理者の収入となります。

○委員外議員（植山利博君）

先ほどもいろいろ指定管理で、そのお金の問題が出たんですけど、使用料と利用料という区別をされていますよね。そこをちょっと説明してください。浜之市のほうは、45ページの（7）で年間使用量1,387万6,797円となっているんです。神話の里公園のほうは年間利用料となっているんです。公民館とかも全部、利用料となっているんですけど、その区別を、説明をお願いします。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前10時15分」

「再開 午前10時17分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

使用料と利用料金の区別につきましては、使用料は市の歳入に入るという認識ですが、浜之市ふれあいセンターについては利用料金ということで、この議案の45ページの1の(7)、ここは年間使用料ではなくて、利用料金と記載すべきでした。訂正いたします。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前10時18分」

「再開 午前10時19分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。ほかにありませんか。ないようであれば、霧島神話の里公園株式会社について、質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

先ほどのような内容の確認になりますけれども、指定管理料というのは、基本的にこの施設は発生していないと。それと、年間利用料金1億6,000万円強あるんですけれども、これは全て神話の里のほうに入るお金だということで認識をしてよろしいでしょうか。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

お見込みのとおり、指定管理料については0円でございます。年間利用料金につきましては、全額、指定管理者のほうの収入となります。

○委員（川窪幸治君）

今年度の実績がここに書いてあると思うんですけれども、この間、聞いたところによりますと、私も行ったことあるんですけれども、最近増えていらっしゃるというような話を聞いているんです。もし御紹介ができるのであれば、ここ二、三年の人数とか収入が分かればお示してください。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

過去3か年という形でよろしいでしょうか。平成29年度、利用者数が39万3,123人、平成30年度が44万4,172人、令和元年度、48万1,011人となっております。収入の税込み金額で申し上げます。平成29年度、1億6,463万4,845円、平成30年度、1億6,523万2,590円、令和元年度、1億8,071万1,540円となっております。これは純粋な売上高だけになります。

○委員（厚地 覺君）

神話の里公園ですけれど、以前、余りにも経営が立派すぎるものだから、減資をして、民間のノウハウを入れてやらないかと言ったんですけれど、なぜ、民間を公募しなかったのか、まず、お聴きします。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

御指摘の点につきましては、純粋な民間に委託すればいいのではないかというお考えもあろうかと思っておりますけれども、神話の里株式会社につきましては第三セクターではございますけれども、十分、民間のノウハウを持った会社だと認識しているところでございます。今回の指定管理者の改定

に当たりまして、直接指定という形で、これまでの実績があるところですので、直接指定として提案させていただいているところです。

○委員（厚地 覺君）

しかし、中身は全然変わらないわけですから、2億3,080万円を、私は10分の1の2,300万円くらいに思っていたんですけども、9,000万円にした理由はなんですか。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

平成30年度末のマイナスの利益剰余金、これは1億4,315万1,748円ということだったんですけども、この欠損金を超える減資はできないということで、神話の里公園株式会社が税理士とも相談の上に、結果的に昨年9,000万円に減資を行っております。1億円以下にすることで税法上の優遇措置とか、そういった目的も加味して、結果的には資本金は9,000万円に昨年致したところでございます。

○委員（厚地 覺君）

この固定資産の除却損681万円、昨年度は、なぜこれを一挙にやったのか。この主な理由は何なのか。それと耐用年数が過ぎていたものを今まで使っていたのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前10時28分」

「再開 午前10時30分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

レストランの機器について、長年使っていなかったというふうに聞いております。冷蔵庫等を含めてです。それについて、もう一度整理を行ったということで会社のほうから報告を受けているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

今まで681万円を除却せずにとっていたということですか。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

詳細が把握できておりませんが、使っていなかったものが眠っていたということであろうかと思えます。それを一度に整理をしたということで、会社から伺っているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

その明細をまた出していただきたいと思えます。現在、正社員が8名、パートが13名、合計21名いるんですけども、さっき言ったように、除却損が681万円あって、それを引いて純利益が31万2,000円ですよ。21名で。神話の里は減価償却もしないわけですから、これは民間ならとくに潰れているんですよ。ですから、31万2,000円という数字を21名で割って、言うなれば、6,600円の人件

費を掛けて31円20銭の売上げなんですよね。その辺をどう考えていますか。もうちょっと尻を叩いて、あるいはパートを整理するとか考えていないですか。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

今の御指摘でございますけれども、確かに損益計算書上は当期純利益31万2,000円余りとなっております。先ほど言われた固定資産の除却損等を計上しております。この除却損をここで計上したというのは、いわゆる税金対策等も考慮してのことではなかろうかと思っております。除却損を除く前の利益としましては720万円余りということになっておりまして、一定程度、経営努力はされているものだというふうに認識しているところです。

○委員（厚地 覺君）

しかし、平成29年度も48万9,000円なんです。この中で、利用者数についても維持していることなどを踏まえ、指定管理者候補とありますけれど、利用者数が48万1,011名、利用料金が1億6,681万円。この数字で割れば一人当たり346円使った計算です。利用者数と利用料金は別だと言われればそれまでですけれども。要するに何も見るものがなくて、ただ、見て、「あ〜。こんなものか」と言って、土産物も買わずに、飯も食わずに、帰るといのが多かったということですか。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

利用者数についての詳しい分析はしていませんので、はっきりしたことは申し上げられませんけれども、委員おっしゃるように、確かに何も買わずに、何も利用せずに帰られたお客様も中にはいらっしゃるかと思います。来場者数に入れ込み人数をカウントしていますので、単純に割ってしまうと、そのような一人当たりの単価になってしまうという実情があるようです。

○委員（厚地 覺君）

はっきり言って、社長が市長では親方日の丸で、今までと全然変わらないと思いますから、思い切って、不採算部門は始末して、そして、もうちょっと優秀な人材を入れて、強い民間のノウハウを入れて、更に経営拡大を図っていくようにお願いします。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第99号及び議案第108号までの質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時36分」

「再 開 午前10時55分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。発言を求められておりますので、順次、発言を許可します。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

先ほど、宮田委員から御質問がありました浜之市ふれあいセンターにおける大成ビルサービス株

式会社が自主事業として行っている餅つき大会の参加者数を申し上げます。平成29年度、125人。平成30年度、65人。令和元年度、60人となっております。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第92号、霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑において、朴木・木場地区と同様に水道事業のほうに移管したものないかという質問に対し、芦谷地区があると答弁いたしました。芦谷地区は芦谷地区が設置管理運営する水道施設であったということ。それから他課、ここで言うならば林務水産課が管理していたもので水道事業に移管したものにつきましては、後川内地区の飲雑用水施設、それから小田西宮農飲雑用水施設の2施設が平成25年度に水道事業に移管されております。

○農林水産部長（田島博文君）

先ほど、農林水産部の指定管理を御審査いただいた際に、使用料に関する御質問がありました。私のほうで答弁したのは利用料に関する答弁であったようでございます。まずは質問の趣旨と違った答弁をしたこととお詫びを申し上げ、使用料についての御質問でございましたので、再度、使用料についての答弁をさせていただきたいと思っております。先ほどの議案でありました100号から105号のうち、使用料の規定が条例にございますのが、霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館のみでございます。ですので、使用料でございますので、もし規定に基づく方々が使用された場合は、その使用料は市に入ると。利用料であれば指定管理団体なんですけれども、使用料でございますので、山ヶ野ふれあい交流館においては、市の使用料に基づき市に入る。残りの4施設については、条例の中で使用料の規定を持っておりませんので、使用料が今後においても、この条例に基づく限りは発生をしないということになるようでございます。

△ 議案第97号 指定管理者の指定について（隼人駅前公園，町後公園，大津公園，辻公園，見次公園，小路公園，小浜公園，日当山温泉公園，三田坪公園，姫城中央公園，姫城公園，西瓜川原公園，稻荷山公園，住吉運動公園，垂水公園，中姫城公園，天降川運動公園，武安公園，嘉例川駅前公園，真孝公園，空港公園，川尻公園，新川公園，隼人塚北公園，隼人塚南公園，隼人塚東公園，八幡公園，くまの公園，下馬場公園，あさひ公園，竜石ゾーンポケットパーク，牧之原近隣公園，鉄道記念公園，亀割公園，麓1号公園）

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第97号、指定管理者の指定について（隼人駅前公園ほか34公園）について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第97号、指定管理者の指定について説明します。本案は、隼人駅前公園ほか34施設の指定管

理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年7月1日から7月22日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった1団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その報告内容を総合的に判断し、指定管理候補者に選定した公益社団法人霧島市シルバー人材センターに令和3年4月1日から令和8年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、建設施設管理課長が説明しますので、よろしく審査いただき、決定くださいますようお願い申し上げます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第97号、指定管理者の指定について説明します。現在、公益社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理者としている隼人駅前公園ほか34施設について、令和3年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、現指定管理者1団体から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、公益社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した公益社団法人霧島市シルバー人材センターに、令和3年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。4ページ、募集要項の4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、（1）公園の施設及び設備の維持及び修繕等に関する業務、（2）公園の使用の許可等に関する業務、（3）公園の使用料の収受に関する業務、（4）公園の利用の禁止及び制限に関する業務、（5）公園の利用者アンケートの実施に関する業務、（6）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務、（7）その他別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、同じく4ページ募集要項の6、管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算（第11号）に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に、5ページ募集要項の8、参加資格について、（2）令和2年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法人その他の団体としているところです。次に、7ページ募集要項の14、選定方法については、農林水産部、商工観光部の指定管理者指定の手続きと同様であることから、説明を割愛させていただきます。次に、資料2、令和2年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）に沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員

構成について報告書1ページをご覧ください。隼人等都市公園は、内部委員が山口副市長、内副市長、橋口総務部長、有馬企画部長、猿渡建設部長、外部委員が外山哲也氏、本田寛子氏、塩屋義治氏、徳重克彦氏の計9名となっています。次の2ページ目、4、審議経過及び5、審査方法については、農林水産部、商工観光部の指定管理者指定の手続きと同様であることから、説明を割愛させていただきます。こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書5ページをご覧ください。評点については、900点満点中666点という結果となり7割を超える得点を得ています。主な選定意見と致しましては、利用者からの相談、苦情等に改善できる事項はすぐに取り組み、難題については市と協議し改善していくという姿勢を評価する。責任者が事務所に常駐して迅速に対応するとともに、担当者が状況に応じた適切な対応を即座にとれる体制を整えている点を評価する。危機管理マニュアルを具体的な形で明確に策定している点を評価する。高齢者の就業機会を確保しながら、多種多様な資格等を持つ多くの人材を活用し、継続して適正な管理を行っている点を評価するなどといった意見が出されました。以上で、隼人駅前公園ほか34施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（久保史睦君）

確かに、たくさんのお公園をシルバー人材センターに管理していただいていることはすごく有り難いことで、また、いろいろな補修、修繕等に対しても、いつも市のほうでも素早く対応していただいていますことは、まず深く感謝を申し上げます。その上で、実際、シルバー人材センターの方たちとお会いする機会もよくあるんですけども、なかなか手が回らないところがあるというような御意見をお聴きすることもございます。実際、しっかりと評価もされておりますけれども、登録と実動と違うと思いますので、しっかりと運営を管理されているのか。また、公園等の管理、草払いであったり、補修であったりという分に対して、いろいろなクレームと言うか、要望という声は、そちらには届いていないか。その部分を2点お聴きしたいと思います。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

それぞれの公園に特徴がございます。シルバー人材センターのほうでも月に2回とか、時期によってですけども、草を刈ったり、公園によっては月1回とか振り分けて動いていただいております。その中でちょっと遅れる場合もありますけれども、適宜、管理はされていると考えております。苦情等が来れば、必ずシルバー人材センターから私たちのほうにも連絡が入っております。また、直接、市のほうにも苦情等がありましたら、密に連絡を取って、即対応するような体制では動いているところでございます。

○副委員長（久保史睦君）

一つだけ心配しているところが、夏場の草刈り、高齢者の方が多くて、人が極端に減ってしまうというようなお声も聞いたりすることがあるんですけども、ちょっと異常気象が続いている部分

もあって、来年の夏も暑くなることは予想されるわけですが、そこら辺の対策。また、シルバー人材センターに登録している人たちの間でのトラブルというものはないものではないでしょうか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

夏場については、猛暑が続いたときは作業が遅れ気味という事実もありました。その中で休憩をしながら、涼しい時間に動いていただくとか時間調整もございますので、そういうことで対応していきたいと思います。あと、会員のトラブル等については、こちらには聴こえてきていないところでございます。

○委員（川窪幸治君）

たくさんの公園ということで多分見ていかれると思うんですけども、指定管理をシルバー人材センターにお願いをして、ある時期、ある時期だと思んですけど、こちらの市役所側から出向いて、管理がどのようになってるかというのは確認をされたりはするのかな、その辺をお知らせください。

○建設施設課主幹（落水田剛君）

公園の現地調査につきましては、いろいろ苦情等がありますとパトロールということで、定期的ではないんですが、見て回っています。その中で、そういう状況がありましたら、この公園の草払いをお願いしますということで、指示はこちらでも致しているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

これは別の公園の話になるんですけど、以前、相談を受けましたのが、時計が動いていないと。公園でウォーキングをするときに時間が分かりにくいというような事を受けたんですけども、その後、直りましたということで連絡を受けたんです。その時計が大分昔に付けられたようで、外用でなかったという話をお聴きしたところでした。昔のことではっきり分かりませんが、室内用を付けられたというような話もお聴きしましたので、そのような所を把握できればしていただければと要望しておきます。

○副委員長（久保史睦君）

公園には小さな子供たちが遊ぶ遊具がたくさんある所も多いですけども、この管理の部分について、例えば公園管理法とか、はっきり覚えていないのですけども、そういう部分で、これはシルバー人材センターが点検をしているのか、それともきちんと法に則って専門家が遊具の点検は定期的に行っているのかどうかという部分だけ教えてください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

遊具につきましては、日常的な点検は指定管理者のほうで行っておりますけれども、1年に1回だけ、専門業者に見てもらおうようにしております。それも指定管理料の中で対応しているところでございます。

○委員（宮田竜二君）

資料の35ページ以降で、これから5年間の自主事業の収支計画が入っているんですけど、その

中で自動販売機の販売手数料が100万円計上されているんですけども、34施設ある中で、この手数料を頂くんだと思うのですが、自動販売機の台数でいくと何台分になるか教えてください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

飲料水の自動販売機を17台設置しています。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前11時17分」

「再開 午前11時17分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○建設施設課主幹（落水田剛君）

台数につきましては、課長から先ほどもありましたとおり、資料6の6ページの一番の上の17台が正しいです。

○委員（宮田竜二君）

それと同じく、自主事業の中の収入で、イベント収入で3万円入っているのですが、これはどんなイベントか教えてください。

○建設施設課主幹（落水田剛君）

イベントとしましてシルバー人材センターがグラウンドゴルフ大会を開催しておりまして、その参加費用になります。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、これで、議案第97号についての質疑を終わります。

△ 議案第123号 請負契約の締結について

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第123号、請負契約の締結について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第123号について説明します。市道春山線は、令和2年6月末から7月にかけての梅雨前線豪雨により、上部斜面が高さ約60m、延長90mにおいて崩壊し、現在も通行止めの規制をしています。国との事前打合せを行い、10月1日から2日にかけての災害査定で申請が認められ、今回、工事について仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、建設施設管理課長が説明しますので、よろしく審査いただきますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第123号、請負契約の締結について説明します。追加議案の1ページをご覧ください。工事名は2災第409号春山線道路災害復旧工事、工事場所は霧島市隼人町松永地内、契約方法は総合評価方式による一般競争入札で契約金額が1億7,116万円、契約の相手が株式会社山一建設、工期は令和3年10月25日までです。入札結果につきましては、株式会社山一建設が入札金額1億5,560万円、技術評価点105.1点、評価値67.5450点で落札しました。この災害はかなりの崩土があり、上部斜面の復旧により安全性が確保されないと崩土の除去は不可能であるため、災害査定では被災が確認できた部分だけの申請が認められました。本議案の工事内容は斜面の安定を図るための現場吹付法枠、モルタル吹付、ロープ伏工等の法面復旧と崩土除去を行います。復旧工事を進める中、崩土で確認できなかった部分でも被災が予想されますが、被災があれば復旧の測量設計を行い、再度災害申請をし、災害査定で申請が認められれば引き続き次の工事を発注しますので、本議案の工事完了後において、通行止の解除は困難と考えています。以上で、説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松元 深君）

災害査定で被災が確認できた分だけの工事ということで、この後の査定をしないと通行止めを解除できないわけですが、全体をすれば、この倍くらい費用が掛かるようだから、査定を待って工事をやるのか、市の持ち出しでやる考えはなかったのか、お伺いします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

口述でもありましたけれども、実際、崩土を除去できれば、被災内容も分かるのですけれども、斜面がすごく危険な状態ありますので、工事で復旧しないと崩土の除去はできないと。施工業者を危険な状況にさせるわけにはいきませんので、このような工程で進みます。この議案の工事が進んだ中で、図面の中にもあるのですけれども、資料3ですけれども、道路上に崩土が被さっていて、落石防護の擁壁とかもあるんですけれども、そういうものも被災しているのではないかと。あと、路肩についても、どういう状況か分からないものですから、崩土除去をしながら見えてきた時点で国の災害査定を受けるということになっています。

○委員（池田綱雄君）

今、説明がありましたけれども、高さ60mという大災害です。そういう中で、崩土分がまだ分からないと。それを除去しないとどんな災害か分からないというような内容が書いてあるのですが、であれば、崩土を先に除いて変更の査定を受けないことには、復旧の内容が相当変わるのではないですか。その辺はどうですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

災害場所が60mから崩れておりまして、斜面の途中にも崩土がございまして、下の道路の所が崩土を被っているものですから、この道路の路肩が崩れているのか、ガードレールが壊れているのかというのは崩土を取らないと分からんですけれど、ここを取るためには上から取っていかないとけないと。そのときは法面を処理しながらしないといけないので、現場的には上のほうをまず処理して、最初にとったときに、この道路の部分がどういう状況か分からないということで、その部分については再度、査定を受けるという形で復旧するという考えです。

○委員（池田綱雄君）

災害復旧工事だから、余計な部分は認められないと思うのですが、例えば、この工事で現在の地山との取付部分は、十分これで復旧ができるのか。あるいは地山部分も今後崩れる能性があるのか。そこらはどうなんですか。これで現在の地山はきれいな復旧ができるという考えでいいですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

今回の工事につきましては、崩壊部分だけの復旧を考えております。委員が言われるのは、復旧より上部ということでよろしいでしょうか。それとも両サイドでしょうか。[「どちらも」という声あり]上層部分につきましては、災害復旧は原則として、壊れた部分の復旧になります。ただ、測量の段階で調査等も行っております。その段階では、現在では壊れるようなことはないということで報告を受けております。ただ、やはり自然災害等になりますので、いかなる条件で壊れたか分かりませんが、今のこの復旧では壊れるということでは考えてはいないところであります。両サイドにつきましても、壊れた部分の復旧とあと調査をしておりますので、両サイドが崩れるということは余り考えられないのかなというふうに思っております。

○建設部長（猿渡千弘君）

補足ですけれども、この場所が地形的に同じような地形になっていますので、いつ、どこが壊れるかというのはあると思います。壊れた所は確かに復旧できるんですけども、その前後というのも、今後の雨とかで壊れる可能性がありますので、今、私どもが考えているのが、こういった雨の状況を見ながら、この路線については、その状況によっては通行止めをして、まずは安全確保をしなければならぬのではないかと考えております。まずは復旧をして、そのあと、今後の雨の状況などをみながら、この路線については、そういった対応をしていながら、災害が起こった場合には復旧もしていきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

災害復旧ということで、余分なことはできないと思うんですが、そういう危険が分かっているならば、市で別途お金を入れて復旧をすとか、そこらも考慮していただきたいのと、来年の工期内に雨季を迎えますので、業者ともそういう対策を十分していただきたいとお願いをしておきます。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第123号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午前11時32分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第91号 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第91号、霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第91号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第91号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第92号 霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第92号、霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第92号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第92号については、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

△ 議案第97号 指定管理者の指定について（隼人駅前公園ほか34公園）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第97号、指定管理者の指定について（隼人駅前公園ほか34公園）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第97号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第97号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第99号 指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第99号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第99号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第99号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第100号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第100号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）について、自由

討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第100号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第100号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第101号 指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第101号、指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第101号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第101号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第102号 指定管理者の指定について（横川紫尾田活性化センター）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第102号、指定管理者の指定について（横川紫尾田活性化センター）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第102号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第102号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第103号 指定管理者の指定について（横川正牟田活性化センター）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第103号、指定管理者の指定について（横川正牟田活性化センター）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第103号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第103号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第104号 指定管理者の指定について（横川上小脇活性化センター）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第104号、指定管理者の指定について（横川上小脇活性化センター）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第104号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第104号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第105号、指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第105号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第105号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第108号 指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第108号、指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第108号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第108号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第123号 請負契約の締結について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第123号、請負契約の締結について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第123号について、原案のとおり可決すべきものと決定す

ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第123号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

神話の里公園については、経営努力をもうちょっとやってもらって、人員削減、不採算分の閉鎖をやりながら、もう少し優秀な民間人のマネージャーを入れて、経営努力をやっていただきたいと思います。事実、資本金が9,000万円に対して、残が8,700万円。今年の決算では、マイナス1,500万円組まれていますから、そうなった場合には6,200万円なんです。資本金を食い込むことは目に見えていますから、もう少し経営努力をしていただきたいと思います。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、ただいまの意見を盛り込むこととし、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時44分」

「再開 午前11時46分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、閉会中の所管事務調査については、産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

○委員長（蔵原 勇君）

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時47分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長 蔵原 勇